

令和2年度第2回  
荒川区児童福祉審議会  
議事要録

日時：令和3年3月29日（金）午後6時30分～午後8時05分  
会場：区役所5階 大会議室

○河津委員長

皆さん、こんばんは。急に暖かくなりまして、私が着いた頃はまだ外が明るかったものですから、桜が区役所の前に満開で、とてもいい景色でした。

それでは、第2回の荒川区児童福祉審議会を開催させていただきます。

皆さん、年度末の大変ご多忙な中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

司会進行は私、委員長の河津が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員名簿及び席次表については、机上に配付しておりますので、ご覧いただければと思います。

本日、出席者は13名、欠席が6名になっています。玉井委員、川松委員、須永委員、池田委員、阿部委員、成重委員がご欠席になっております。

なお、会議録作成のために、本日の会議は録音させていただきますが、会議録については、皆様にご確認をいただいた後で、会議資料とともに区のホームページに載せるということになります。

それから、傍聴者ですけれども、今日は1名いらっしゃるということなので、荒川区児童福祉審議会条例施行規則第2条の規定によって、原則公開になっておりますので、傍聴の方に入っていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○河津委員長

それでは、傍聴の方どうぞお入りください。

〔傍聴者入場〕

○河津委員長

それでは、事務局の方から、本日の議事の流れについて説明をお願いいたします。

○谷井子育て支援課長

子育て支援課長・谷井からご説明いたします。

本日は、皆様大変お忙しい中、遅い時間にもかかわらず、ご出席をありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の流れですが、お手元の資料の確認と併せてお願いいたします。

まず1件目の案件として、令和2年度における各部会の開催状況についてご報告いたします。資料は1でございます。続いて、2件目の案件として、荒川区子ども家庭総合センターの運営状況についてご報告いたします。資料は2でございます。そして、3件目の案件として、区の動向といたしまして、令和3年度の荒川区の主な子ども・子育て支援施策についてご報告をさせていただきます。資料は3となっております。また、本日併せて、お手元に荒川区の様々な子育て施設などを載せておりますおでかけマップを配付しております。こちらは7月にも配付させていただいているんですけれども、令和3年度の最新版となっております。

おりますので、ご参考にいただければと存じます。

本日の流れは以上でございます。

○河津委員長

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

報告は、全体では3つですが、まず(1)の各部会の開催状況、これが一番基本ですので、これについて事務局から説明の後、部会長から補足説明をしていただきたいと思います。

質疑のほうは3つの部会が全て終わったところ、4部会あるんですが、一つの部会は開いておりませんので、事実上は3部会の報告になりますけれど、一通り終わった後でご質問を受けたいと思いますので、取りあえず報告から始めたいと思います。

では、まず里親部会について、事務局からお願いいたします。

○谷井子育て支援課長

それでは、子育て支援課長から説明させていただきます。

お手元の資料1をおめくりください。里親部会でございます。里親部会については、記載のとおり、本年度1回開催いたしました。審議内容につきましては、資料に記載のとおり、養育家庭2件についてご審議をいただき、承認となっております。また、区の里親家庭の状況、里親登録の更新について報告をいたしました。

以上でございます。

○河津委員長

奥田部会長さんから補足をお願いいたします。

○奥田部会長

それでは、奥田のほうから報告させていただきます。

まず、表にあります荒川区の里親さんの認定基準でございますけれども、これは東京都の認定基準に準拠して行われているということが11月27日に行われました里親部会でご報告がありました。また、これまで東京都児相の里親支援で里親さんたちから苦情が一番多かった、「困ったときにすぐ来てくれない」ということについては荒川区に児童相談所ができたということで、自転車ですぐ駆けつけられることとなり、フットワークのよさが里親さんからも評価されているというお話もいただきました。

部会のほうですけれども、先ほどご報告がありましたように、2件の承認事項を行いました。里親部会の委員の方々のそれぞれから、東京都の児童福祉審議会では出ないだろうと思うような、非常に辛辣な、実直な厳しいご質問をさせていただいたんですけれども、お一つお一つ、石塚所長をはじめ担当者の方々から誠実にお答えいただきました。

簡単に概要についてご報告いたします。1件目は、新規登録の案件です。ご夫婦40歳代で第三子の流産に伴って、もう一人、里子として迎え入れたいという方でした。この中では、全部で合わせて3人のお子さんを育てるということは、多子養育の大変さですとか、あと、実子がおられますので、実子への配慮ということについて、これからも荒川区児

相がしっかりとご支援いただきたいという「附帯意見つきで承認」とさせていただきます。

もう一件は、養育家庭（親族）ということで、親族の方の里親の案件でございました。この案件につきましては調査過程の中で、同居人調査の徹底をと、あらためてご指摘させていただきました。親族や同居人の方が育てられないこともままあるんですけれども、調査があと一步、行き届いていないところがございます。児相側としては「相手も仕事があつてなかなか時間が取れないので、わざわざ会って話を聞かなくてもいいだろう」と、ご発言があつたんですけれども、やはり一緒に生活しているということであつたとしても、児童相談所のしっかりした調査をお願いしたいということを付言させていただきました。

以上、引き続き区児相のスケールメリットを生かしまして、里親ニーズに応じた研修の充実、顔の見える関係づくり、新生児委託のための仕組みづくりにご尽力いただければと思っております。

以上で報告を終わります。

#### ○河津委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありましたけれども、質疑は後ほどということにして、続いて、権利擁護部会です。川松部会長は本日体調不良によって欠席されておりますが、コメントを寄せられていますので、そちらについても併せて事務局のほうから説明をお願いいたします。

#### ○谷井子育て支援課長

それでは、引き続き子育て支援課長から説明をさせていただきます。

先ほどの資料の次のところでございます。権利擁護部会の審議内容というところをご覧ください。

権利擁護部会については、本年度3回開催しております。審議内容につきましては、資料に記載のとおりでございますが、第2回の10月については、児福法第28条の申立ての適否についての諮問ということでご審議いただき、承認をいただいております。また、報告事項として、9月分のセンターにおける出頭要求等の報告、また、措置入所中のケースに対するご意見ということで伺ったところでございます。

続きまして、第3回は12月でございます。こちらは審議の案件はございませんでしたので、先ほどと同様に11月分の報告をするとともに、措置入所中のケースに対するご意見をいただいたところでございます。

第4回目、3月につきましては、28条申立ての適否についての諮問についてご審議いただき、こちら承認をいただいたところです。報告事項として、同2月分の報告をさせていただきます。

本日、川松部会長がご欠席ということで、コメントを頂いておりますので、代読させていただきます。

本日は体調不良のため欠席をさせていただくことになり、大変申し訳ございません。1年間の荒川区の取組を振り返る場に参加できず、とても残念です。

権利擁護部会では、4回の部会が開催されましたので、簡単にご報告申し上げます。

部会では、児福法第28条申立ての承認要件が2件と未成年後見人に関する意見聴取が1件ありました。いずれも児童相談所の方針を承認する答申を行いました。部会での児童相談所のご説明を通じて、職員の皆さんが一体となって丁寧なソーシャルワークを心がけておられることが感じられました。

一方で、より精緻なアセスメントや当事者への説明を求める意見など、様々なご意見も委員から出されたところです。

始まったばかりの荒川区児童相談所の取組がしっかりと歩みを進めておられることに敬意を覚えるとともに、今後のソーシャルワークを進展させるために幅広く事例を検討して、児童相談所の相談対応の在り方を検討する場としても、この権利擁護部会が活用されること願っております。

今後は、子どもの声を聞くための仕組みづくりも課題になってくることと思います。来年度も児童相談所の取組の発展のために、部会としても尽力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。皆様にくれぐれもよろしくということでございます。

○河津委員長

ありがとうございました。

それでは、続いて、保育部会について事務局からお願いいたします。

○谷井子育て支援課長

子育て支援課長から報告いたします。

保育部会につきましては、お手元の資料のとおり、本年度2回開催しております。審議内容ですが、資料に記載のとおり、新設認可保育園2件の計画承認についてご審議をいただき、承認をいただきました。

第3回の3月につきましては、新設認可保育園2件の設置認可についてご審議をいただき、承認をいただいたところでございます。

説明は以上です。

○河津委員長

それでは、師岡部会長さん、引き続きコメントをお願いいたします。

○師岡部会長 部会長の師岡です。ただいまご報告いただきましたとおり、2回審議を行ったわけですが、まず8月17日の第2回目の2件に関しては、計画承認ということで、主立ったことといえば、施設の図面、工事の入札あるいは着工見通しなどを説明していただいて、委員の中でいろいろ意見を述べさせていただいたということです。また、財務状況に関しても併せて確認をさせていただきました。委員の中からは、子どもの安心・安全に関す

る様々な配慮、そういったことがどこまでしっかりと見通しを持っているのか、そういったところを細かく確認し、また、説明の中で安心・安全のいろんな計画もきちっと行われているということで、両園とも計画承認について、そのまま承認という運びになりました。

そして、3回目は、3月16日、同じく2件の設置認可に関して審議をさせていただきました。1つ目の新設認可のほうは、8月17日で計画承認した園ということになります。そして、もう計画承認を行われておりますので、特に審議会のほうでは職員配置等の人員の整備状況、もちろん施設長候補者の資質なども含めて検討させていただきました。2番目の園に関しても同じです。説明を受け、承認ということの運びで問題ないだろうというふうに審議をさせていただきました、ただ、園によっては、若干新規の園が新人等の比率が多い、あるいは園長候補の方も、認可園よりも認証での経験が多少多いということもあり、それらの経験を土台にしながらも、認可園の特性を踏まえた運営の見通し、さらには、1年目も含めた若い職員たちの適正配置と、さらには、実際保育がスタートした後は、園内外を通じた研修の整備など、そういった意見を答申のほうには述べさせていただいて、承認という運びになりました。

私のほうからは以上です。

○河津委員長

ありがとうございました。

なお、児童虐待死亡事例等検証部会は、部会長を私が兼ねておりますが、実際の案件はありませんでした。全国1,700の区市町村があるわけですから、国の死亡事例の検証が第16次までなされていますけれど、おおむね50件前後というところでずっと推移しているんですね。ですから、生まれてくる子どもの数は減っているんですけど、死亡事例に関しては、減らないまま、50件前後、心中が30件前後から、一昨年、昨年と減ってきた感じで、多少心中という意識は変わってきているのかなという気もしますが、いずれにしても、1,700の自治体の中で50件ですから、荒川区で死亡事例が起きるかどうかというのは、ゼロとは言いませんけれども、毎年あるようなものではないということなので、この部会をどう運営するかということなんですね。

これに関しては、何年か何十年か分かりませんが、起きたときに検証は相当突っ込んでやらなければならないんですが、毎年お休みでいいのかどうかということになると、そのための準備としても、国とか都の報告は出ているわけですから、そういうものを一応学んでおくとかいうことで、少なくとも1回とか2回とか開催する必要があるんじゃないかというふうには申し上げておきました。ただし、今年は1月にやる予定だったんですが、またコロナで緊急事態宣言が出ましたので、先送りにしています。取りあえず議題は、23区の別の区で起きた虐待事例について公表されているものを見ながら、そこからどのようなことを学び取って、虐待事例が起きないように、どのように区の児童福祉行政を進めていくかというようなことを話し合えればいいなと思っております。多分、4月以降に事務局としては開

きたいというふうに言っております。そんな状況でございます。

それでは、3つの部会の報告がありました。私は権利擁護の部会はオブザーバーで3回のうち2回出席しておりますけど、かなり熱心に議論されておりました。里親と保育のほうも事務局の話では、かなり熱心に議論がされたというふうに伺っております。

それでは、最初の里親部会から、何か皆様からご意見、質疑等があればお願いしたいと思います。

私も東京都にいたときに、児童課長と子ども家庭部長のときに、里親審議会は見えていますけれども、都のレベルだと、挙がってきた案件は、形式的な要件を満たしていれば、ノーとはなかなか言いづらい部会でしたので、正直、あまり議論がなかったんですけど、先ほどの奥田部会長さんからは、かなり議論があったということですね。

○奥田部会長

里親さんのご夫婦の勤務状況とか、あるいはその家庭の建物のつくりに関して、この間取りはどうなっているんだとか、そういったようなところを、新しい里子さんがいらっしやったときにどういうふうな形で里親養育がされるのか、かなり厳密に検討しておりました。今、河津委員長のお話をお聞きしましたが、全国的にも誇れるようなしっかりとした検討をしている部会なのではないかと感じました。

以上です。

○河津委員長

ありがとうございました。

そういうような進行状況だったようです。

ほかにはどなたかご意見はありますでしょうか。

児童相談所のほうも里子さんの側から見ると、里親候補者が10倍ぐらいいるほうが望ましいと。選択をしたいわけですね。ところが、里親さんに登録された方がお子さんを受託したいということですから、とても10倍なんていない数なんですけれども、そういうところで、里親と子どものほうとでミスマッチも生ずることがあると思います。

ということなので、非常に微妙な、デリケートな部分があって、難しい部会だと思いますが、非常に活発になされたということで、よろしければ次に移りたいと思います。

権利擁護部会はいかがでしょう。

○後藤委員

後藤です。

お伺いしたいのは、児童福祉法28条の申立て、これの結果はどうなっているんですか。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

副所長からお答えさせていただきます。

1件は申立てが通っていきまして、1件は4月に入ってから家庭裁判所のほうに審議するというふうな準備で進めているところです。

○後藤委員

分かりました。ありがとうございます。

○河津委員長

ほかにはいかがでしょうか。

○石塚子ども家庭総合センター所長

子ども家庭総合センター所長の石塚でございます。

先ほど副所長の説明がございましたけれども、私のほうから補足ということでお話をさせていただきますと思います。

まず、第2回目の28条申立てにつきまして、適ということでお話をいただきました。児相としましても、家庭裁判所のほうに申立てをしたんですけれども、申立て経過の途中で、母親のほうが施設入所を認めますということがありまして、28条の家庭裁判所からの審判ということではなく、母親が施設入所を了解したというようなことがございました。それがあって、現在、該当児童につきましては、福祉型障害児入所施設のほうに正式に入所いたしまして、特別支援学校のほうにも通っているというような状況になっております。

また、保護者と児童相談所の職員との関係でございますけれども、以前はなかなか電話に出ただけのことがなかったんですけれども、28条で施設入所を了解いただいた後は、こちらから電話をすれば出ただけのことですとか、前は子どもの誕生日にお母さんが誕生日プレゼントを買ってきてくれたということで、そのプレゼントを児童福祉司のほうに託して子どもに渡すというようなこともございました。ただ、母親は、自分が直接会いに行くと子どもが興奮するのではということで、直接会うということはありませんけれども、ゆくゆくはお母さんのほうで施設入所承諾いただきましたので、交流も含めて今後ケースワークをしていきたいなというふうに思っております。

一応そういうような流れでございます。

○後藤委員

ありがとうございました。

○河津委員長

ほかにはいかがでしょうか。

○奥田委員

奥田です。

2点ご質問がございます。28条申請に当たりまして、当然一時保護をしているわけですが、この一時保護についても保護者が納得していなかったのかどうかということ、それと、一時保護中に保護者との面会はどの程度具体的に実施されていたのかと、この辺りの状況をお知らせ願えればと思います。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

どちらのケースも一時保護についてはご理解、ご納得をいただいていたと思います。面会につい



ては、先ほども所長からあったように、保護者と会うことが本人への刺激になって、本人が不安定になってしまうというようなことがあって、1件目については会ってはいないです。2件目についても、保護者のほうから、会うということについては、今のところ、積極的な様子はないので、面会というのは、児童福祉司は会っていますけど、お子さんたちと直接ということは現段階では実施はできていないです。

○奥田委員

追加で質問ですけれども、2つ目のケースですけど、保護者からは、ぜひ面会させてくれとかという面会の強要みたいなものはありましたか。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

特にはございません。

○奥田委員

ありがとうございました。

○河津委員長

ほかにはいかがでしょうか。

権利擁護部会は様々な角度から各委員さんからいろんな意見が出ていて、児童相談所のほうもその都度答えるのに大変だったかと思いますが、所長さんとして、3回やったところでご感想はいかがでしょうか。

○石塚子ども家庭総合センター所長

委員長のご指摘のとおり、最初の児童福祉審議会の権利擁護部会であるというようなこともございましたので、まず子どもを中心に論立てをしなければならないというようなことも含めまして、当日までに資料の作成、事前の準備をした上で、担当の職員、それから、事務局とともに、所の中で多めに学んで、その中で人材育成も含めて取り組んでまいったというようなところでございます。

私のほうからは以上です。

○河津委員長

ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

保育部会のほうはご質問等はいかがでしょうか。

新たに設置される保育園については、通常は子ども・子育て会議で承認を受けてという流れになっているようですけども、荒川区の場合は子ども・子育て支援法の会議とは別に、児童福祉審議会でそれを審議するというように決めてあるということですね。

○野村保育調整担当課長

保育調整担当課長より説明させていただきます。

園の新設に関しては、子ども・子育て会議でも報告をして審議はしていただいているところでございますが、こちらについては、これまでは東京都の保育部会で審議をしていただい

たところですが、荒川区の保育部会のほうで委員の皆様にご審議をしていただいて、その結果を子ども・子育て会議に報告するという流れで進めさせていただいております。

○河津委員長

そうすると、子ども・子育ての支援事業計画をつくる子ども・子育て会議は報告を受けるという形なんですね。

○野村保育調整担当課長

そのとおりです。

○河津委員長

分かりました。そういう関係ですね。

ほかにご意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河津委員長

それでは、報告事項1に関しては以上とさせていただきます。

続きまして、2件目の案件について、荒川区子ども家庭総合センターの運営状況について、所管課から説明をお願いいたします。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

では、副所長のほうからご説明をさせていただきます。お手元の資料2をご覧ください。

1番の相談種別については、記載のとおりで、一番多いのが児童虐待の相談受付件数となっております。隣の2番に虐待の内訳が書いてございますが、よく言われているところで、コロナ禍ということで面前DV等が増えている関係で心理的虐待の割合が一番多いという状況がございます。

おめくりいただきまして、警察からの通告でございます。警察からの通告は、こちらに記載のとおりとなっております。こちらも同様に心理虐待の通告の件数が一番多い状況がございます。

また、相談経路につきましては、記載のとおりとなっております。荒川区に児童相談所ができたということで、特徴としましては、家族やご親戚からの相談経路が割合として大変多くなっていると。また併せて、学校ですとか保育所、保健所についても、顔の見える関係の中でスピーディーな連携が取れているというような状況がございます。

年齢別の受理状況につきましては、記載の5番の表のとおりになっておりまして、これにつきましては、ご確認をいただければと思います。

また、6番の措置等の状況につきましては、一番年齢的に多いのが小学校の低学年から中学年の層が多くなっているというのと、私どもの印象としましては、意外と中学生や高校生のご相談が多かったなというのが印象に残っております。

さらにおめくりください。施設入所等の内訳でございます。こちらにつきましても、15歳以上のお子さんが一番多いというような状況がございます。

また、8番の一時保護の状況につきましても、退所のお子さんを含んでいることをご承知おきいただきまして、これにつきましても、私たちが当初想定していたよりも中学生から高校生が多くて、一時保護中の学習権の確保というのが来年度の大きな課題と認識しております。

最後になりますが、先ほどの里親部会のところとも関係します社会的養護の状況につきましては、今年度の新規登録家庭数が2ありましたので、現在、1月31日時点で10、里親委託率につきましては17.6%となっております。

ご報告は以上です。

○河津委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの荒川区子ども家庭総合センターの相談とその後の措置について説明がありましたけれど、皆さんのほうから質問とかご意見があればお願いいたします。

○後藤委員

後藤です。

相談経路についての質問なんですけど、1,068件というのは全ての相談の内訳になっていると思うんですけども、虐待の511件についての内訳というのはありますでしょうか。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

詳細については、今、持ち合わせてございません。

○後藤委員

取っておられるということですか。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

データとして抽出すれば可能です。

○後藤委員

厚労省とかほかの都道府県では、虐待相談についての内訳を公表すると思うんです。育成相談とかは親とか親族からがほとんどだと思うんですけども、虐待相談になると、その比率が減ってきて、4人も増えているんですけども、どういう機関から通報が多いかというのが非常に重要な分析のデータになると思いますので、今後というか、これらも含めて、虐待相談に限っての相談経路の分析というのをお願いしたいというふうに思います。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

年度末までの数字をもって、そのように分析したいと思います。

○後藤委員

ありがとうございます。

○河津委員長

近年は警察からが圧倒的に多いので、50%を超えていますし、心理的虐待も50%を超

えるような状態になって、本当に泣き声通報でも夫婦げんかでも全部心理的虐待にカウントされて、通告されるというところで児童相談所も大変な忙しさのようですけれど、先ほどいただいた相談経路は全体のケースということで、虐待に限っていないということですね。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

はい。

○河津委員長

では、次の機会にまた整理をしていただいて。

どうぞ、斎藤委員さん。

○斎藤委員

すみません。教えていただきたいんですけど、相談経路のその他というのが13.5というのは何なのかなとちょっと分からないのと、6番、措置等の状況のその他というのは、どういう意味なのか教えていただければと思います。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

1点目の相談経路のその他につきましては、ほかの自治体の子ども家庭支援センターですとか児童相談所といったものが含まれております。

措置等のその他については、情報提供等が含まれているということで統計を取ってございます。

○河津委員長

その他の内訳がどういうものかということですね。

○斎藤委員

ということは、その他の自治体が意外に多いというのはどうなんですかね。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

K児童相談所とか都内の相談所というところで意外と多いことはございます。

○斎藤委員

それと、6番の情報提供に関しては、ここに入るんですかね。司指導とか継続指導とか、入所とか、送致とか、福祉事務所送致、里親委託という、情報提供というのは、私の中でちょっと分かっていない。どういう対応かなというのと、あと、未対応というのは、これは何で未対応なのかなと。非該当ではなくて、どういう意味なのかなというのがちょっと思ったんですけれども、すみません、教えていただければと思います。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

これはシステムから統計で引っ張っているものですから、その他のところにそれが入っているのは、適か否かということについては、また改めて確認させていただき、後日情報提供させていただければと思います。

○後藤委員

今までのものと関連するんですけど、6の措置等の状況の合計が368件とあるのは、虐

待の一部ということでしょうか。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

相談をお受けしたもののうち、措置をしたものが368件というふうになりますので、その中は虐待だけではなくて、真犯ですとか触法ですとかその他のものについても、368件の中に計上されております。

○掛川委員

そうすると、措置を取ったものが368件というふうに理解するとなると、未対応というものはここにカウントされてこなくなるのではないかとということと、先ほど斎藤委員のほうからのご質問があった情報提供というのは、措置ではないので、どこの部分までをこの表として入れているのでしょうか。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

先ほども申し上げましたとおり、システムから抽出しているものですから、詳細にどういうところを拾ってきているかというのは、また後日情報提供させていただければと思います。

○後藤委員

この措置の状況も先ほどと一緒なんですけど、虐待についての措置等の状況というのも、分けて出していただいたほうがいいと思うんですね。ほかの相談と種類が、意義がかなり違うと思いますので、それはぜひお願いします。

○河津委員長

斎藤委員さん、どうぞ。

○斎藤委員

措置等の状況の脇のところに、米印で退所・終了等の措置終了も含むと書いてあるのはどういう意味ですか。

6番の措置等の状況の脇のところに、米印で退所・終了時の措置終了も含むと書いてありますが、それはどこに反映されているのでしょうか。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

例えば措置をしたけど、もうそれが解除になったものや終了したものなどを全て含んでいるという意味です。少し分かりにくくなってしまい、申し訳ありませんでした。

○奥田委員

今の副所長さんのご説明、確認したいのですが、6、7、8辺りの何月何日時点と、時点で切って記入なされると、より具体的な数字が出るのではないかと考えております。

それから、質問、よろしいでしょうか。その次のページの7番、8番の施設入所のところですが、施設入所の数は児相が開設されてから今日に至るまでの新規の入所数なのかということと、8番の一時保護の状況のところですが、一時保護の充足率というんですか、例えば東京都の場合はいまだに100%超えている入所率なんですけれども、荒川

区さんの場合の一時保護所ができてからの入所率、この2点についてお伺いいたします。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

時点につきましては、全てのデータにつきまして、資料の頭を書いてありますが、2年7月1日から3年1月31日までの件数となっておりますので、時点としましては、1月31日の時点でデータを取ってございます。

また、次のご質問の7番の施設入所につきましては、新規のものだけではございません。7月1日に北児童相談所から移管を受けたものも含めて、今、荒川区の子どもたちがこういった形ですというようなデータになってございます。

また、充足率につきましては、すみません、手元にないのですが、常に10人、定員がいっぱいというような状況ではないという形で運営をさせていただいております。

以上です。

○奥田委員

ありがとうございます。そうすると、この施設入所のところも、荒川区児相ができてから新規にどのぐらい入所が1年間であったのかという数字は残していただいたほうが、これから5区、6区と特別区に児相ができてきますけれども、恐らく早晩パンクするんじゃないかと私は予想していますが、この先の読みをしていくデータとしても貴重ですので、現在入所している人数、そして、今年度新しく児童福祉施設に入所した数というのは、別にご提示いただけますと、今後の役に立つのではないかと思います。

○河津委員長

区のほうでも作ってはあったんですよね。ここには入っていませんけれど、その都度、整理はされていたと思いました。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

その都度の時点では数字を取ってございます。今回提供ができなくて大変申し訳ございませんでした。

○河津委員長

ほかにはいかがでしょうか。

○片倉委員

別のことなんですが、相談経路の中で児童委員さんが非常に少ないんですよね。まだ開所して時間がたっていないんですが、主任児童委員さん方との何か関係、今まで何かされているのか、それとも、これから何か企画をされるのかを伺えれば。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

主任児童委員さんに関しましては、開設後すぐに研修ということで児童相談所にお越しいただいて、一度、保護所のほうもご見学いただきましたし、児童相談所についてもご説明を差し上げています。また、民生・児童委員の地区の協議会には必ず毎月児童相談所からお伺いして、当月の相談件数ですとか特徴的な事例についてご報告を差し上げているところ

です。

○河津委員長

よろしいですか。

○片倉委員

ありがとうございます。

○河津委員長

ほかにはいかがでしょうか。

○後藤委員

一時保護する場所は一時保護所だけでしょうか。それとも、ほかの里親さんとか児童養護施設とかもあるでしょうか。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

一時保護所につきましては、荒川区の一時保護所のほかに、区で世田谷さん、江戸川さん、それから、東京都とも協定を結んで相互利用できるようになっていきますし、協力家庭さんですとか里親のお宅ですとか施設でも、必要があれば委託でお願いしているケースもございます。

○後藤委員

もうあるわけですね。一時保護所以外のところに。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

はい。

○後藤委員

分かりました。

相談経路のところですが、8番目に市町村その他とあり、その下から5つ目に都道府県その他と記載がありますが、ほかの自治体は、市町村その他に入るわけではないということですよ。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

市町村その他と都道府県その他にあるのが児童相談所以外の機関から来ていると統計上聞いているんですが、統計の内容については、大変申し訳ないんですが、詳細につきましては、確認させていただいて、後日まとめてお答えをさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○河津委員長

虐待だけではないので、警察も10.1%にとどまっているし、家族・親戚がこの中で一番多いですね。非常にばらけているというのが相談全体からは見えるかなという気がしました。

ほかにはどうでしょうか。

鈴木委員さん。

○鈴木委員

鈴木です。よろしくお願いいたします。

今、手元に東京都の児童センターの事業概要の令和2年度版と並行して見ているんですけど、特に北児相のときに、育成相談が3.3%だったものが、今回、荒川区児相が9%ぐらい、かなり伸びているかなというので、特に養護相談、虐待相談が増えていて、従来やっていた育成相談が圧迫されているんじゃないかというような指摘が従前からなされておりました、そういう意味では、この育成相談が伸びたというのをどういうふうに理解するかというのがあります。本当は研究者が解釈しなきゃいけないところだと思いますけれども、この背景にどういったものがあるか、荒川区の特徴なのか、それとも、身近なところで相談できるようになって、児相が身近になったゆえなのか、そこら辺の感触というか、そういうふうなものがあったら教えていただけたらと思います。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

世田谷区、江戸川区とこのところを比べていないので何とも言えませんが、先ほども申し上げた相談経路のところ、家族やご親戚からの相談が非常に多い点が目立ちますが、相談のハードルがやや低いということと、あとは、子ども家庭支援センターのときからの区民の皆さんへのなじみ方がありますので、そういったところで気軽に相談してみようというのはあるのではないかなというふうには推測をしているところです。

○鈴木委員

ありがとうございました。

○河津委員長

ほかにはいかがでしょう。

どうぞ、師岡委員さん。

○師岡委員

師岡です。細かい点で恐縮ですが、4番目の相談経路で、項目に保育所、幼稚園とありますが、区内も認定こども園さんが少しずつ増えている状況かと思います。この認定こども園はこれの中ではどちらのほうに入るのか、あるいは増えているという現状を踏まえると、保育所と幼稚園とまた別に認定こども園という項目を設けるのも一案かというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

私のほうから区立幼稚園の状況についてお答えさせていただきたいんですが、区立幼稚園は認定こども園はありません。荒川区にあるこども園は認定を取っておりませんので、ここについては、統計上は汐入こども園は幼稚園で取ってございます。

○谷井子育て支援課長

私立の認定こども園は区内に1園でございます。幼稚園等というような区分でやらせていただいていますので、今回は幼稚園のほうに入っているかというふうに思います。今後、



委員のご指摘のように、欄を設けるとしても、1園のみになりますので、施設が特定されるというようなこともあるので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○師岡委員

ありがとうございました。

○河津委員長

認定こども園がゼロというのは今、初めて伺ったわけですが、そういうことですね。どうぞ。

○奥田委員

奥田から一つ質問します。

全体のデータですけれども、冒頭に荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所業務）の運営状況と出ております。荒川区では、たしかこれまでの東京都の子ども家庭支援センターを1つの係単位にされて児相に統合されたのではないかと思うんですけれども、この中で子ども家庭支援センターとの各相談種別ですとか虐待の対応等はどのように分類されていたのか、実際のところを少し教えていただければと思います。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

私どものところでは、今、委員からご指摘あったとおり、子ども家庭総合センターの中に係を分けて子ども家庭支援センターの事業を引き継ぐところと、児童相談所の業務として新たに立ち上がった係がございます。基本的には、ご相談いただいたケースは全て児童相談所として受理するという方針でやっておりますので、この1,068件につきましては、子ども家庭支援センターとして、その後、継続して関わっていく部分と児童相談所の部分が混在してございます。そこについては、統計上、分けるのはなかなか難しいところなので、お時間をいただければ、年度のものまとめてそういった統計が取れるかもしれないというような状況でございます。

○河津委員長

区立児相ができる前は、都立の児童相談所の統計と、あと各区は子ども家庭支援センターの統計があって、その2つを比較しながら全体を見て、基本的にダブるところははっきりしていたんですけど。ですから、東京都の場合は子ども家庭支援センターで受ける相談と児童相談所で受ける相談、両方がしっかりつかめていたということで、統計的にはかなり都道府県としてはしっかりできていたと思うんですね。ただ、今度、区立の児童相談所ができて、子ども家庭支援センターを取り込んでいると、全部、児童相談所の統計で出るわけですね、荒川区の場合は。そうですね。世田谷の場合は分けているから、児童相談所と子ども家庭支援センターで別々の統計になるんですね。なるほど、こういう問題があるということが今、気づきました。

○奥田委員

統計の問題もそうですし、実際、荒川区の子ども家庭総合センターの中の職員の方、子ど

も家庭支援センターの役割を担う職員の方が持っていらっしゃるケース数とかもあると思うんですね。国も支援と介入をしっかりと分けていくようにと。東京都の子ども家庭支援センターをモデルとした取り組みを各自治体で進めるようにという通知も出ていたところがあるんですけど、支援と介入を児相組織の中で分けていらっしゃるのか、そこが少し分かるようなものがあれば教えていただきたいと思います。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

荒川区においては、子ども家庭支援センターは廃止になっていますので、全ての機能が子ども家庭総合センターに包括されています。子ども家庭支援センターでやっていた事業系のものも全て子ども家庭総合センターで事業を実施しているというような状況があります。

先ほどもあった支援と介入をはっきり分けるですとか統計上の問題というのも、これもまた全部大ぐくりに1,068件拾ってきてしまっていますので、これを係ごとに統計を分類するという事は可能ですので、また今後検討させていただければと思います。

○河津委員長

一体型で荒川区が動いているので、いわゆる相談案件が持ち込まれてから動き出す児童相談所だけではなくて、より予防的に、案件として上がる前に関われるものは関わるというか、子ども家庭支援センターの機能と両方取り込んでいるということですよ。だから、予防の段階から児童相談所が動いているということになるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょう。

○石塚子ども家庭総合センター所長

所長の石塚です。

先ほどから議論となっておりますところですがけれども、子ども家庭総合センター一所の中でどのような分類、くくりで相談を受け付けているかというような窓口はここでというように決めていたものがございます。

まず、育成相談ということにつきましては、在宅支援係が主に担当するというところでございます。この育成相談の中には、区の持っているサービスをジョイントすることを考えながら支援をしていくというようなこと、それから、特定妊婦ということで、保健所のほうからの特定妊婦の状況につきましても、在宅支援係のほうを担当としてケースワークをしていくというような形で、主に担当してケースワークをしているというところでございます。

それから、障害相談につきましては、心理の係がでございますので、心理の係でやっているところでございます。

それから、非行相談、養護相談の虐待相談につきましては、主に児童福祉係が担当しているというようなこと、それから、施設入所しているお子さんとかそういうような子どもにつきましては、児童福祉係で担当するというような形で、大枠はそのような形で区切られているというところです。ただ、ケースによって動きますので、入り口の部分は児童福祉係が入ったんだけど、この程度からは在宅支援係が担当しましょうかというような形で、ある

程度ケースの動きに基づきまして、両係が担当するというようなこともございます。

そういうようなことをしながら、できるだけ区民の方々に違和感といいますか、圧力といいますか、そういうようなことをかけるということではなく、どうしましたかというようなこと、何か困っていることはありませんかというような形で入っていくところと、虐待で特に会わせることができないというような場合も含めてということで、介入と支援ということでは在宅支援係が支援、それから、児童福祉係が介入というような形では整理はしております。

私のほうからは以上です。

○河津委員長

よろしいですか。

○奥田委員

ありがとうございました。

江戸川区と荒川区につきましては、東京都の子ども家庭支援センターの役割が縮小した形で運営ということになっております。他の区市町村では子ども家庭支援センターがございますので、ケースの移管という場合があっても、どこの部署の方がカウンターパートなのかということをしかりとこれからも分かるように発信していただければと思います。今、石塚所長さんがおっしゃったような形で、在宅支援係がこれまでの子家センのような役割を担っているんだということをPRしていただく中で、ケースが谷間に落ちないようにしていただければと思います。

○河津委員長

どうぞ。

○片倉委員

今の所長さんのお話ですと、心理係が育成相談、非行相談、養護相談に関わるときというのは、そちらの係からオーダーが出るということになるのでしょうか。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

受理会議ですとか緊急受理会議、援助方針会議とかそういった会議の場で心理をつけたほうがいいですねというような、どちらの係がオーダーということではなくて、全体の話し合いの中で決まるパターンもありますし、これはぜひ心理司に見立ててもらいたいということがあれば、児童福祉司のほうからオーダーが出ることもありますし、また逆に、心理司が同じ会議に出ている中で、これは心理司がついたほうがいいと思いますというようなことで、心理司側からのアプローチも当然あるというところで連携を取っております。

○片倉委員

一応、確認として、心理司が障害相談をやっていて、それでもソーシャルワーク上のものが必要になってくるのは、そういう会議の中で決まっていくというふうに理解してよろしいんですね。分かりました。ありがとうございます。

○河津委員長

従来の県児相は、住民との距離があって、一つの事件的なものとして上がってきた段階で動き出すというところで、ふだんからコミュニティの中に入り込んでというのは非常に弱かったと思うんですね。そういう意味では、荒川区の子ども家庭支援センターと児相の一体型というのは、一つの新たな試みであって、多分、全国の都道府県で見ていくと、荒川方式がかなり参考になるのではないかと。それから、国のほうも、恐らく高齢、障害は1990年でしたっけ。施設入所も在宅サービスも区市町村が引き受けてやると。子どもだけ残っているので、いずれ子どもも障害も高齢も区市町村で一体的に在宅サービスから施設入所までできればという思いが多分国のほうにはあるんだろうと思いますけれど、どれぐらい時間をかければ、そういうように動いていけるのか。多分、新しい試みが荒川区で始まったばかりというような感じで私は受け止めているんですけど、委員の皆さんはまたそれぞれいろいろご意見があるかもしれません。いかがでしょうか。

○谷井子育て支援課長

委員長、その前にすみません。

○河津委員長

どうぞ。

○谷井子育て支援課長

先ほどの発言の訂正をさせていただきたいと思います。

認定こども園の件でご質問あった際に、私のほうで幼稚園でカウントされていると申し上げてしまったんですが、荒川区の私立の認定こども園は保育所型ですので、この欄では保育所のほうにカウントされるという分類になっております。

大変申し訳ございませんでした。

○師岡委員

私も今、ネットで確認して、そのようでしたね。

○谷井子育て支援課長

大変申し訳ございません。

○河津委員長

それでは、3件目の案件について報告をお願いいたします。

子育て支援課長さんから、令和3年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について、よろしくをお願いします。

○谷井子育て支援課長

それでは、子育て支援課長から説明をさせていただきます。お手元の資料3をご覧ください。

令和3年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策ということで、こちらについては、荒川区の目指すべき将来像「幸福実感都市あらかわ」の都市像を6つ掲げておりますが、その1

つ、子育て教育都市に位置づけられている施策になります。

ここにいろいろ書いてございますが、実際、子ども・子育て関連がこれで全てというわけではございませんで、子育て教育都市に位置づけもののうちから主なものということで載せさせていただいております。

また、本日、時間の関係もございますので、さらにこの中で区として重点的に取り組んでいるものを挙げてご説明させていただきます。

まず、1 ページのほうになります。 (1) の荒川遊園リニューアル等ということで、資料の見方としては、概要が書いてありまして、右のほうに書いてある数字については、令和3年度の予算額となっております。

荒川遊園につきましては、唯一の区立の遊園地ということで、荒川区としては、小さな子どもたちの子育てに関連する施設と位置づけ、子ども家庭部で所管しております。現在、より魅力的な施設へとリニューアルするために改修工事を進めております。令和4年度のオープンということで整備を図っているところでございます。

続きまして、(2) のところをご覧ください。産後ケア事業の拡充でございます。こちらについては、ご案内のとおり、出産後の母子ケアとして行っている事業でございます。令和3年度については、母子保健法の一部改正に伴いまして、利用期間を1年未満まで延長する、また、訪問型については、利用回数を3回から6回までに拡大するというようなことで、特にこのコロナ禍において、様々な孤立化の懸念がございますが、その一つの対応策になればということで拡大していくものでございます。

それでは、一枚おめくりください。2 ページでございます。(9) のところに児童養護施設の整備ということで記載させていただいております。今回、荒川区に初めて児童養護施設を整備すべく進めております。荒川八丁目といったところに区有地を確保しまして、令和5年度の開設を目指しております。こうした専門機関との連携で里親の支援の充実ですとかショートステイ事業の実施など、社会的養護の地域の子育て支援の取組を推進していきたいと考えてございます。

それから、(10) ひとり親家庭支援の充実ということで、こちらも令和3年度に新たに始めるものでございますが、様々これまでもひとり親家庭の支援の充実ということで進めてまいりましたが、養育費の取決めがなかなかされていないというようなことがございまして、荒川区では、3年度から新たに公正証書等の作成費用の助成を行いまして、養育費履行確保に向けた支援の充実というのを図っております。

次に、隣のページ、3 ページをご覧ください。(12) の学童クラブの充実でございます。学童クラブ事業も実施しておりますが、需要増に対応するために、3年度、新たな学童クラブを開設し、また、その他の学童クラブの定員を拡大するというような対応を図っております。詳細は記載のとおりでございます。

それでは、一枚おめくりいただきまして、4 ページでございます。

(19)をご覧ください。タブレットPCを活用した学校教育の充実ということで、荒川区は2年度にコロナ禍のこともございましたし、それより以前から進めていまして、タブレットパソコン1人1台体制ということで、様々な環境整備を図ってございます。情報教育アドバイザーの派遣なども行いまして、ICT教育全体に係る学校支援を充実させていくというものでございます。

続きまして、次に5ページをご覧ください。(27)学校図書館活用の支援・推進ということで、こちらも区としては大変長い間力を入れているものでございます。児童・生徒の読書活動及び学習活動を支援するというので、学校図書館を大変充実したものにしております。蔵書のさらなる充実・更新に併せまして、学校司書等、また、学校図書館長支援員など、様々な人材も配置し、学校の読書活動を支援してございます。

大変簡単で恐縮ですが、以上でございます。

また、直近の動向として、こちらには記載していないんですが、1点ご報告をさせていただきます。

このように子育て教育都市を掲げまして、日々取組を進めておりますが、児童相談所も開設し、現在養護施設の誘致も進めております。そういった荒川区ですので、子どもたちを地域社会全体で育むことをさらに推し進めていく一つとして、子どもの権利を尊重することを内外に表明し、地域が一体となってこの推進に取り組むことを目指して、子どもの権利擁護に関する条例の検討を行うことといたしております。まだまだ検討の緒に付いたばかりですが、今後こうした場をお借りして、皆様からもご意見をいただければと考えております。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○河津委員長

ありがとうございます。

大分幅広く主な子ども・子育て支援施策について出していただきましたので、委員の皆様からご質問等があればお願いします。

○奥田委員 ご説明どうもありがとうございました。

ご説明の4ページの(19)タブレットPCを活用した学校教育の充実のところ、今後検討していただきたいことを1点お話しさせていただきます。

これは区立の学校に教育の充実ということでICTを導入されるわけですがけれども、実は一時保護された子どもが学校に行けないというときも、これを活用できないかと考えております。現にこれからできます区立の児童相談所の中には教育関係の部署と福祉関係の部署がオンラインでつながる自治体もあります。一時保護所の児童にも学校教育を通学という形だけでなく、このようなICTでつなぐということも試みられるところがございますので、ぜひ今後の中でご検討いただきたいと思います。

以上です。

○河津委員長

ありがとうございます。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

今、ご指摘ありました一時保護所におけるタブレットPCの活用につきましては、現在検討中でございます。教育の部署とも連携しまして、各学校でいろいろなドリル型のコンテンツですとかそういったものも配信しております。ご自宅での学習に使っているものと同じものを一時保護所でも使えたらということで検討をしているところでございます。今後も導入に向けて鋭意努力をしてみたいと思っております。

○河津委員長

一時保護所も私も2回見せていただきました。教員OBを採用されたりして、保護されているお子さんはまだ数が少ないので、保護所の中の教育は充実しているような感じでした。ほかにどうぞ。

私からなんですが、2ページの9番の児童養護施設の整備についてなんですけれど、どういうタイプの児童養護施設を考えるかということが一つ課題としてあるかと思えます。ということは、今、国も都も事務所があれば、ほかは全部グループホームで構わないと。しかも、グループホームも従来27万円まで都の場合は制限があったが、国に倣って、何万円かかっても借上げは構わないというふうに変ったとすると、ある程度大きな箱物を造るのか、事務所的なものだけを造っておいて、ほかはたくさんのネットワークでグループホームをつなぐような児童養護施設のほうが、時代としてはそういう流れになってきているようなので、お金の面と実際の運営の面といざというときどうするかということも含めて、総合的に検討されれば良いと思うんですけれど、何か今の時点で方針があるのでしょうか。

○谷井子育て支援課長

ご意見ありがとうございます。現在、荒川区で進めている状況について、少しご報告をさせていただきます。

区で土地を用意いたしまして、そこに民間の法人を誘致するというような形で進めてまいりました。昨年の秋にプロポーザル方式で事業者が決定いたしまして、現在、令和5年度に向けて進めているところです。

大体、今、委員長のお話にありましたように、施設の流れとしては、そういった形になっているかなと考えてございますが、現在、区で考えているのは、定員は20から24名程度といったような、ある程度の施設というのを想定しております。今後、状況によって、区内にグループホームを増やしていくというようなことも考えられると思えますけれども、現在のところは、そこで一つ拠点として施設を建てていただくと。そういったところで、先ほど申しあげましたように、里親支援の事業であったり、あるいはショートステイの事業などもしていただいて、荒川区に唯一の児童養護施設になりますので、措置児童をお預かりするというだけではなくて、専門的な人材のいる地域の子育て支援拠点としても区と連携して

やっていたきたいということで進めているところでございます。

○河津委員長

都内にある児童養護施設のように、せっかく60人ぐらいの建物を造っても、8つグループホームを出しちゃって、残りは12人しかいないということになると、国と都と合わせて原則的には4分の3の公費も出ているものですから、その間、いっぱい空いている建物をどう活用するかという課題もあるんですけど、ある意味で無駄にならないかという懸念もあるので、中には、里親で基本的に組んだから、真ん中に事務所が一つあれば、グループホームを点在させれば、それで児童養護施設が成り立つという考え方が出てきているので、ちょっとその辺も考えながら進めていったらいいのではないかなと思いました。

ほかにどうぞ。

鈴木委員さん。

○鈴木委員

こちらの重点施策予算の中のどこにきつと入っているんじゃないかと思うんですけども、以前、こちらの案内と一緒にあらかわ区報を送っていただきまして、1月1日号を見たりしますと、里親個別相談会が1月21日と2月18日と各2組申込順ということで書いてございました。これは里親部会のほうで確認すればいい話かもしれないですけど、5月の中旬頃になってしまいますので、こちらの申込状況とか、枠も2組じゃ収まらないような申込者がいたりいなかったりするのかなとか、そこらの状況、分かる範囲で結構ですので、教えていただけたらと思います。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

実施の日数が、9月は開催がなかったりした関係であるんですが、各月1組程度のご相談があるような状況です。この中には、これと別になんですが、産後のサポートをしていたらいる法人さんのほうでご協力いただいている方々が、里親は難しいんだけど、ショートステイなどの協力家庭であればということで、個別説明会とは別に説明会を設けて、7組程度ご参加いただいて、今後、その中から複数のご家庭が協力家庭に登録予定というようなことになっております。

○鈴木委員

ありがとうございます。かなりいい結果が出ているんじゃないかと思います。

○河津委員長

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、師岡委員さん。

○師岡委員

質問というよりも要望、お願いになるかと思いますが、こちらの子ども・子育て支援施策、大変すばらしい観点で事業を進められていこうという姿勢、本当にすばらしいと思っております。ただ、その中でも、私も保育のほうに目がいきがちなんですけども、保育所、



幼稚園並びに認定こども園さんも区内にあるわけですが、それぞれに関して、できる限り格差がない平等な支援、ないしはそれぞれの取組の充実というものを今以上にお願いしたいなというふうに思います。

例えば、24番目の幼児期からの芸術教育の充実、藝大さんと連携して舞台稽古なんですが、こちらには「区立幼稚園の園児に」とだけあります。一方で、ちょっと戻りますけれども、8番目などの保育士及び幼稚園教諭の奨学金支援制度など、どちらかという、公立の保育士さんのほうに支援が手厚い印象も受けます。待機児童の解消、そして、保育の質の向上、もちろん広く保育者と言いますが、確保という意味でも、幼稚園、保育園、そして認定こども園、分け隔てない支援というものは多分、現場も求めているというふうに思いますので、その点、十分配慮しながら、こちら、準備されているとは思いますが、より今後、推進の中でも心がけていただくとありがたいなというふうに思います。

以上です。

○浦田保育課長

保育課長の浦田より保育を所管する立場から答えさせていただきます。

貴重なご意見、ご要望、しっかりと受け止めさせていただいてございます。

遡りますが、平成28年3月には、今日ご出席いただいております師岡委員に座長を務めていただきながら、就学前教育プログラムという計画を策定してございます。こちらは保育園、幼稚園に限らず、全ての荒川区の就学前の児童が等しく保育・教育を受けられるように、例えば、読書の充実ですとか共通の理念を持ち合わせて、しっかり子どもを支援していく、といったことで進めてございます。

例えば、保育園と幼稚園の協力、連携体制の一つといたしましては、幼稚園のほうに保育士が出勤しまして、合同の勉強会も開いてございます。また、公立保育園と私立保育園との連携も図ってございまして、こちらも公立保育園の見学会等を通じて、公私の分け隔てなく、等しく子どもをしっかり支援していくという体制を取ってございます。いただいたご意見をしっかりと受け止めさせていただいて、さらなる保育の質の向上に努めていきたいというふうに考えてございます。ありがとうございました。

○師岡委員

ありがとうございます。

一つ戻りますけれども、先ほどの子ども家庭総合センターから発展させる観点から、一体型を推進されようとしている。今のお話の保育も、まさに荒川区さん、幼保、こども園の枠を超えて、俗に言う縦割り行政の枠にとらわれずに一体的な展開を大事にされているというふうに思いますので、今後もその方向性を大事にいただければと思います。ありがとうございました。

○河津委員長

それでは、齋藤委員さんどうぞ。

○齋藤委員

先ほど委員長長のほうからもあったんですけれども、児童養護施設に関して、どのような法人が受託されるか、いろいろ考えていらっしゃると思うんですけれども、センター機能だけということで、私も分かるところはあるんですけれども、ショートステイとか里親とか、小規模かつ地域分散化、高機能化や多機能化などということやっていくとは思いますが、ただ、グループホームを出すということは、失礼な言い方なんですけど、グループホームのリーダー層の人たちがしっかりしていないと、OJTがきちんとできなくて、がたがたになってしまうという現実もあるので、そういう意味では、ユニットでやるということは賢明で、そこでやったことによって、そこで育てた人材をグループホームに出すというほうが、お子さんのためにはよりいいのかなというふうに思いました。

そういう意味では、受託される法人の方も新人だけということではなくて、ベテランの方を要請するとかいろんな方策があるのかなと思うんですけど、本当にOJTは大変な状況で、うちも新たに4月から施設を開設しますけれども、そういうのを含めたときには、日常の面でやられるのは、すごく失礼な言い方なんですけど、いいのではないかなというふうに、本当に人材をつくるのに何年もかかるので、ちょっと思いました。

以上です。

○河津委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

金子委員さん、何かありますか。全体を通してで結構ですけれども。

○金子委員

金子です。

この制度が始まりまして、医師会としては松岡委員に嘱託医をお願いし、私もそれを補完するかたちでお手伝いをさせていただいています。今後も協力していきたいと思います。

○河津委員長

ありがとうございました。

それでは、中村委員さん、全体を通してで結構ですけど、何かご意見、ご感想でもあれば。

○中村委員

中村でございます。

私、専門は建築ですので、今日はソフト的な話が多かったと思いますけれども、ハードの面から何ができるのかなと思いつつ話を聞いておりました。特にだからどうという結論は出ておりませんが、今後もそういった観点でこの委員会に出席させていただきまして、何かあれば意見を述べさせていただければと考えています。

○河津委員長

ありがとうございます。

それでは、大内委員さん、どうぞ。

○大内委員

大内です。

主な専門は経営とか人に関することの分野なので、こういう福祉関係の細かいところは詳しくないところはあるんですけど、今、斎藤委員がおっしゃられていた人の育成というのが、例えば保育園でいうと、今はどこでも保育士さん不足ということで、採用も非常に苦労されている。今回、僕らが関わった2園に関しても、新卒の子が配置されるということになっているので、これから人材育成をしっかりしていかないと、新規の園なんかで混乱するのが心配されるなというところがあるので、その辺りも区としてどういった支援、サポートできるのか分からないんですけども、人という部分に着目したいろいろな取組をしていただくといいのかなと思います。

以上です。

○河津委員長

ありがとうございます。

先日、東京都社会福祉協議会の地域福祉協議会がありましたけれど、各施設ごとの部会それぞれが人材難で、とにかく人の確保と養成がどこもテーマになっていました。新聞でも、各企業が盛んに、とにかく学卒が減っているわけですから、早めに確保しようという動きの中で、福祉関係も人材は大きなテーマだと思います。

それでは、増田委員さん、どうぞお願いします。

○増田委員

増田でございます。

資料2をいただいたときに、私も荒川区にいるもので、ショックというか、このデータの相談種別なんですけど、全体で1,068、養護相談の中で児童虐待、その他を足しますと750ぐらい。これはデータが昨年7月から1月までですから、約7か月ぐらいですか。その間にこれだけのご相談があったということが、荒川区にいる者からすると、ああ、こういう数字なんだというのがございました。逆に、他区の状況なんかはどうなのでしょう。荒川区が突出して多いとか少ないとかというところもお聞きしたいなというところがございます。

以上です。

○小堀子ども家庭総合センター副所長

世田谷区の状況、手元に持っていないんですが、江戸川区は月に400件程度のご相談があると聞いていますが、荒川区で大体月に100件程度ですので、人口の比率ですとか地域性ですとかそういったものもあると思いますが、荒川区については、他区に比べるとやや落ちている状況かなというふうには思っています。

○増田委員

ありがとうございました。安心しました。

○河津委員長

私は、50年以上前に東京都の中央児童相談所に入った頃は、まさに身体的虐待のおどろおどろしいものを虐待と呼んでいて、文字の解釈からすれば当然そうなんですけれど、そういうもので虐待というのを取っていたんです。それでも年間何十件かあったんですけれども、今は虐待の概念が広がっちゃっていますので、まさに泣き声でも、夫婦げんかをして、そこにいる子どもは心理的虐待だというふうに解釈すると、何でもかんでも虐待になるということもありますので、かつての虐待という漢字から受ける意味とは大分広がりがあるという前提で考えた中でも荒川区は比較的少ないだろうと思います。人口だけではなくて、現実に比較的落ち着いた地域なんだろうと思いますけれど、ただ、改めて数字を見ると驚かれるということだろうと思います。そういうご意見をしっかり受け止めなければいけないというふうに思います。

最後になりますけど、松岡委員さん、何かあればお願いいたします。

○松岡委員

小児科の開業医をしています。去年から参加させていただいていますが、外来で結構いろんな相談を受けるんですけれど、身近に見相ができたということで、ハードルが下がったというか、相談していますというお母さん方が結構多いです。あと、子ども家庭総合センターから直接、小さいお子さんとか赤ちゃんの状態をよく見てくださいという連絡が来ています。そういうことは前の年まではなかったもので、運営としてよくされているのだと思っています。

○河津委員長

ありがとうございます。

それから、区内の方は事情は分かっているんですけど、区外から来ている委員さんは荒川区のことがまだ分かっていない部分もたくさんありますので、できればバスで見学でもという話は去年からしていたんですが、一応コロナが収まってからということになっているということだけ申し上げておきたいと思います。

それではこれで、令和2年度第2回荒川区児童福祉審議会を終了いたします。大変ありがとうございました。